

京都さつき法律事務所報 第23号 2014(平成26)年1月1日発行

発行人 京都さつき法律事務所 〒604-0931 京都市中京区河原町二条西入る榎木町95番1 延寿堂ビル2階

TEL 075-257-3361 FAX 075-257-3371 E-mail: info@kyoto-satsuki.jp HP: http://kyotosatsuki.xtr.jp/

編集責任者 山下信子

## 2014新年号



2014年がみなさまにとって良い年になりますように。  
今年もよろしくお祈りします。

2014年正月 京都さつき法律事務所一同

### 「秘密保護法」そして「未来世紀ブラジル」

弁護士 山下信子

秘密保護法が成立しました。この法律は、とても奇妙な法律で、学部や司法試験受験時代に習った法律の基本原則に照らして超刺激的です(きょうは言葉も学生風)。

まず、条文をぜんぶ読んで、「秘密」の定義が書いてない! 目的条項はあって(目的のない特別法はないです)、「我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、…当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定める…」と書いてあるから、なんとなく、安全保障に関する「情報」に関する法律らしい、とわかるような気がする。そして特定秘密を取扱う者の特定秘密の

漏えいやそれを共謀(計画、相談のこと)したり、そそのかしたりしたら、懲役10年とか5年とか処罰するんですって。だから「当該情報」ってなあに? 「特定秘密」ってなあに? はっきり条文に書いてもらわないと困るのですが、やっぱり定義がない! のです。

あるのは、「この法律において「行政機関とは」という定義ですが、それは「法律の規定に基づき内閣に置かれる機関、及び、内閣の所轄の下に置かれる機関」などなので、これから誰かが作るのですよ。もうこのあたりで、頭がクラクラしてしまいます(携帯メールだと、泣き顔絵文字)。

あの一そもそもですね、法律には、その根幹の用語を説明す

る定義規定が必ずあるものなんです(たいてい第二条)。例えば、ストーカー規制法だと、ストーカー行為について「特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者…に対し」、つきまとい、待ち伏せ、



夏にフラの練習を再開しました。

進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他…の付近において見張りをし、…」というふうに(長いですね)、書いてある(やっぱり第二条)。そうでないと、何がやってよくて何をしたら逮捕されるのか、わけがわからず身動きできなくなってしまいますものね(法の自由保障機能ですね。罪刑法定主義ですね。刑罰法規の明確性の原則ですね)。

刑法など基本法だと定義の説明はない(ことが多い)ので、司法試験の受験生は、たとえば、「刑法第208条の暴行罪の『暴行』の定義は?」、「他人の身体に対する不法な有形力の行使です」などと、教科書の言葉が間違いなく言えるようにし、次に、「不法な有形力の行使」の具体例がイメージできるか、というふうにブツブツ確認しながら暗記していきます。そうやって司法試験に合格した後も、司法研修所で同じ思考訓練を繰り返し、研修所を卒業して裁判官や弁護士になった後もずっと、条文、定義を確認して、事実をあてはめて、という順番で頭を回して仕事をしているのです。

しかも、秘密保護法は、共謀ただけで処罰する規定があるんだし、「知る権利」の制約にもなるのです。「知る権利」は、これも、憲法の授業で、「二重の基準論」(経済的権利より嚴重な基準で保護しないと駄目)とか、「過度に広汎ゆえに無効の法理」とか、「曖昧不明確ゆえに無効の法理」とか、詳しく習いました。なので、秘密保護法に秘密の定義は書いてあるように読めるよ、とやさしく解釈する

人もいるが、そういう人も「特定秘密」の範囲があいまいで広すぎると批判しています。

ですので、弁護士としては、びっくり驚きの法律で、強制加入団体でいろんな考えの人がいる弁護士会も、日弁連を先頭に反対をして、私も、京都弁護士会の四条河原町ビラ配りに、二十年ぶりに参加したのでした(写真)。

しかし、特定秘密保護法は成立してしまっただけですが、ちまたでは、裁判所に、この法律は憲法に違反すると確認する裁判を起せばよいのではないかという噂があるらしい(新聞の投書欄にも載っていた)。ところがですね、日本の裁判所には、抽象的な違憲立法審査権はないというのが最高裁の判例です。つまり、裁判所は法律が憲法に違反しているかどうかを、具体的事件と無関係に判断する権限

がないんです。ですから、誰かが、秘密保護法違反容疑で逮捕される!まで待たないと、つまり、逮捕されてから、この法律は憲法違反だから、逮捕は違法だ、どうよ判断してよ!という話にしかならないのです。

あ、それから、逮捕されても、自分のしていることが違法だと知らなかった、という言い訳は通用しませんから。たとえばマスコミ記者が、ある情報を知りたいと思って公務員に取材したとしてそれが実は「特定秘密」に接近することだったとすると、その取材をすることを認識していた以上、犯罪の故意はあることになるんです。「だって、特定秘密にあたるって思ってたんだもーん」という言い訳は通用しないんですね。犯罪の故意に「違法性の意識」は必要ない、が判例ですから(ちょっと難しい)。



京都弁護士会のたすきをかけてビラを配る本條裕子弁護士。なぜか、本條だけが、ビラのはけるスピードが速かったのです。

この法律を見ていると、昔みたSF映画「未来世紀ブラジル」を思いだしてしまいました(とつても怖い映画ですが名作

です)。

驚きに任せて一気呵成に書いてしまい、今回は、映画解説まで行きませんでした。読者から、

山下に反対、賛成、いろいろ感想が寄せられそうな予感が…。映画を見ての感想も聞かせてくださいね。

## ちょっと待って、署名・押印

皆さま、本年もどうぞよろしくお願ひ致します。

さて、今回は「署名・押印」についてお話ししたいと思います。

そもそも印鑑の歴史はとて古く、約5000年前に古代メソポタミアで生まれたそうです。そして、日本で現存する最古の印鑑は、確か中学校の社会で習ったような記憶のある「漢委奴国王印」です。かつては戦国武将など一定の身分以上の人しか使用していなかった印鑑ですが、その後、江戸時代に入り、文化商業が発展するに伴って、一般庶民の生活にも浸透していきました。そして、明治6(1873)年10月1日、太政官布告で署名のほかに実印を押印する制度が定められたそうです。

そんな風にして、現代の日本では、契約書等重要な書面が交わされるときには、署名・押印がされるのが慣例になりました。

実は、この署名・押印、弁護士の観点から言うと、と一つも曲者なんです！

署名・押印は、法的に言うと、「そこに書いてある内容について、本人が確認して、承諾しました。」という意味があります。そのため、契約書に署名・押印すれば、そこに書いてある契約の内容は、基本的には有効とい

うことになるのです。そして、一度結んでしまった契約については、内容を変更したり、効力を争ったり、取り消したりできる場合が民法やその他の法律で定められています。

「なーんだ、法律で契約を無効にしたり、取り消したりできるのか。」と思われたかもしれませんが、これがものすごく大変です。

前回のさつきニュース22号でお話したように、「現在残っている証拠から過去の事実を推測する」という判断方法を採用する裁判では、本人が契約書に署名・押印していれば、その契約書に書いてある内容に合意したという前提で裁判が進みます。つまり、本人が署名・押印した契約書があれば、裁判官は頭の中で「署名・押印したことに争いが無い契約書が存在するケース」として整理し、「契約は有効そうだな。」と考えてしまいます。ですので、「契約書はあるけど、確かに署名・押印もしたけど、でもそれは無効なんです。」とか、「取り消しできるケースなんです。」というように、契約

### 弁護士 本條裕子

の効力を争う側がその有効性をひっくり返すだけの主張と証拠を準備しなければなりません。契約書は、それだけ裁判で重要な証拠になるのです。

こうした契約を巡るトラブルを避けるためには、まずは、署名・押印する前に内容をよく確認することです。署名・押印してよいかどうか、不安であれば事前に書面の内容についてご相談ください。

そして、署名・押印してしまった場合でも、「契約書があるから、もうだめだ。」と諦めてしまわずに、まずはご相談ください。無効にしたり、取り消したりできるケースに当てはまるかもしれません。実際、「こういう書面に署名・押印しちゃったんですけど…」というご相談は多いです。

日常生活で遭遇することの多い「署名・押印」ですが、対応は慎重にしましょう。



## 菅佐知子事務員の



## 南極料理人

突然ですが、食べ物を扱っている物語が大好きです。

さて、今回はそんなジャンルから、「南極料理人」をご紹介します。南極観測隊の料理人として、南極のドームふじへやってきた調理担当とその観測隊の日々の食事のお話です。身も蓋もない言い方になりますが、この映画はオジサン達（敢えてこう書きます）がただ食べて、飲んで、を繰り返している映画です。

初めて見た時は、余りの淡々とした描き方に、なんだこの映画、、と思って少し落胆してしまっただけですが、しばらく経つと何故か不思議と繰り返し見たくなくなってしまうので、どうやらこの映画を観ているこの時間が楽しいんだなあ気がつきました。

私が一番この映画で好きなのは、南極という非日常空間で「普通のごはん」が当たり前で描かれていて、「おにぎりを食べるときはこんな感じ」とか



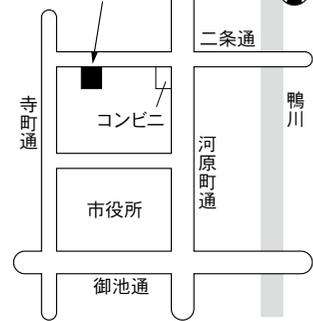
「こんな時にはそう、エビフライ食べたいよねえ」と共感してしまうところなんです。万人受けするとは思えない映画なのですが、見て頂ければうれしいです。ちなみに、この映画のフードスタイリストは、飯島奈美さんでして、彼女のレシピに普段からお世話になっている私にとっては、彼女の料理が劇中で見られることも楽しく美味しい映画でした。

物語にも食べ物を求める私に、夫には本当に食いしん坊だなあとあきれられますが、最近頃に小説でも漫画でも気になるのはその食べ物ジャンル(?)のものばかりです。美味しいものを食べることが私の日々の活力なので、まあいいやと自分に言い聞かせています。(とりわけ、キャンプで食べる食事は格別です！今年もどっぷりキャンプにはまっています。あちこち家族で出掛け、その土地の新鮮で安い食材で、たくさん料理をしました。そしてなんと釣りも始めました。いつか自分で釣った魚で料理をしたいなあと思っています。)

本年も美味しいもの食べて、元気で頑張りたいと思います。そして、この新しい1年も皆さまにとって素敵な1年でありますように。どうぞよろしく願いいたします。

### 事務所へのアクセス

京都さつき法律事務所  
(延寿堂ビル2階)



河原町通二条の交差点を西へ入り、少し行った南側、漢方薬局「延寿堂ビル」の2階です。

交通機関は、地下鉄東西線又はバス「市役所前」から歩いて5分弱、京阪三条駅から歩いて10分程度。

お車でお越しの際は、事務所専用の駐車場は設けておりませんので、付近の駐車場をご利用ください。

〒604-0931

京都市中京区河原町二条西入る  
榎木町95番1 延寿堂ビル2階

京都さつき法律事務所

電話 075-257-3361

FAX 075-257-3371

### 編集後記

気象庁が発表した、長期予報(冬の天候の予報)によると、今年の冬も「寒い冬」となる見込みです。とりわけ、1月は全国的に気温が平年並みか低くなる見込みです。皆さまどうぞご自愛ください。

当事務所一同、皆さまのお役に立てますように、一層頑張りたいと思っております。2014年もよろしく願い致します。年末年始は12月28日から1月5日まで事務所を休ませていただきます。新年の業務は2014(平成26)年1月6日より開始いたします。

